

第十三回国会
衆議院

大蔵委員会、地方行政委員会、通商産業委員会、決算委員会連合審査会議録第一号

昭和二十七年四月十八日(金曜日)

午前十一時十一分開議

出席委員

大蔵委員会

委員長 佐藤 重遠君

理事 奥村又十郎君 理事 小山 長規君

理事 佐久間 徹君

清水 逸平君

三宅 則義君

宮原幸三郎君

久保田鶴松君

地方行政委員会

理事 河原伊三郎君 理事 床次 徳二君

理事 門司 亮君

入百板 正君

通商産業委員会

理事 中村 幸八君

今泉 貞雄君

小金 義昭君

福田 一君

加藤 鏡造君

決算委員会

理事 三宅 則義君

高橋 繼六君

出席政府委員

大蔵政務次官 西村 直己君

大蔵事務官 (管財局長) 内田 常雄君

委員外の出席者

大蔵事務官 (管財局総務課長) 小林 英二君

大蔵事務官 (管財局国有財産第一課長) 木村 三男君

大蔵委員会専門員 椎木 文也君

大蔵委員会専門員 黒田 久太君

通商産業委員会専門員 谷崎 明君

通商産業委員会専門員 谷崎 明君

通商産業委員会専門員 谷崎 明君

通商産業委員会専門員 谷崎 明君

通商産業委員会専門員 谷崎 明君

通商産業委員会専門員 谷崎 明君

通商産業委員会専門員 谷崎 明君

通商産業委員会専門員 谷崎 明君

通商産業委員会専門員 越田 清七君
決算委員会専門員 岡林 清英君

本日の会議に付した事件

国有財産特別措置法案(内閣提出第五九号)

○佐藤委員長 これより国有財産特別措置法案に関する大蔵委員会、地方行政委員会、通商産業委員会及び決算委員会の連合審査会を開会いたします。

まず政府当局より、本案について提案趣旨の説明を聴取いたします。政府委員西村大蔵政務次官。

国有財産特別措置法案
国有財産特別措置法

(目的)
第一條 この法律は、旧軍関係財産等の国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第三條第三項に規定する普通財産(以下「普通財産」という。)を公共の利益の増進、民生の安定、産業の振興等に有効適切に管理させるため、当分の間、その管理及び処分について同法の特例を設けることを目的とする。

(無償貸付)
第二條 普通財産は、国有財産法第二十二條第一項に規定する公共団体の所有する公共施設又は防波堤、岸壁等の臨港施設として公共の用に供するときは、当該公共団体に無償で貸し付けることができる。但し、臨港施設については、港灣法

(昭和二十五年法律第二百十八号)の規定の適用を妨げるものではない。

2 国有財産法第二十二條第二項及び第三項の規定は、前項の規定により普通財産を無償で貸し付ける場合に準用する。この場合において、国有財産法第二十二條第二項中「前項」とあり、又は同條第三項中「第一項」とあるのは、「国有財産特別措置法第二條第一項」と読み替へるものとする。

(減額譲渡又は貸付)
第三條 普通財産は、左の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体又は法人に対し、時価からその五割以内を減額した対価で譲渡し、又は貸し付けることができる。

一 地方公共団体において左に掲げる施設の用に供するとき。
イ 医療施設及び保健所法(昭和二十二年法律第一号)第一條の規定により設置される保健所の施設

ロ 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第二條に規定する社会福祉事業の用に供する施設(以下「社会福祉事業施設」という。)

ハ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二條又は第九十八條に規定する学校(以下「学校」という。)の施設

ニ 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十一條

第一項の規定により設置される公民館の施設

ホ 図書館法(昭和二十五年法律第一百八号)第二條第二項に規定する公立図書館の施設

ヘ 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二條第二項に規定する公立博物館の施設

ト 職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第二十七條第一項の規定により設置される公共職業指導所の施設

チ 住民に貸貸する目的で経営する住宅施設

二 国の設置する研究所、試験所その他が公共の利益の増進を主たる目的とする事務又は事業の用に供する施設で政令で定めるものについてその用途を廃止した場合において、当該施設の用に供していた財産を地方公共団体において引き続き同種の施設の用に供するとき。

三 地方公共団体において電源開発促進法(昭和二十五年法律第九号)施行の日から五年以内において同法第二條に規定する電源開発を行うため必要な施設の用に供するとき。

四 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七号)第三條に規定する学校法人(以下「学校法人」という。)(又は社会福祉事業法第二十二條に規定する社会福祉法

人(以下「社会福祉法人」という。))において学校又は社会福祉事業施設の用に供するとき。

2 前項第四号の場合においては、学校法人にあつては私立学校法第五十九條第一項の規定により助成を行うことができる場合、社会福祉法人にあつては社会福祉事業法第五十六條第一項の規定により助成を行うことができる場合に限り、前項の規定を適用する。

第四條 普通財産は、戦争又は地震、暴風、こう水等に因り著しい損害を受けた地方公共団体で大蔵大臣の指定するものにおいて学校教育法第一條に規定する小学校、中学校、盲学校、ろう学校又は養護学校(以下「指定学校」という。)の用に供するときは、当該地方公共団体に對し、時価からその七割以内を減額した対価で譲渡し、又は貸し付けることができる。

(譲與)
第五條 普通財産は、左に掲げる場合においては、当該地方公共団体に對し、譲與することができる。

一 地方公共団体から国に對し特定の用途に供する目的で寄附された財産について、国が当該用途を廃止した場合において当該地方公共団体が公共の用に及ばず、その用に供するとき、但し、寄附の際の特約をした場合を除く。

二 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)施行の際都道府県において事務、事業又は職員

第一類第六号(附屬の二)

大蔵委員会、地方行政委員会、通商産業委員会、決算委員会連合審査会議録第一号

昭和二十七年四月十八日

大蔵委員会、地方行政委員会、通商産業委員会、決算委員会連合審査会議録第一号

大蔵委員会、地方行政委員会、通商産業委員会、決算委員会連合審査会議録第一号

大蔵委員会、地方行政委員会、通商産業委員会、決算委員会連合審査会議録第一号

大蔵委員会、地方行政委員会、通商産業委員会、決算委員会連合審査会議録第一号

大蔵委員会、地方行政委員会、通商産業委員会、決算委員会連合審査会議録第一号

大蔵委員会、地方行政委員会、通商産業委員会、決算委員会連合審査会議録第一号

大蔵委員会、地方行政委員会、通商産業委員会、決算委員会連合審査会議録第一号

の住居の用に供していた公用財産であつたものを、当該都道府県において引き続き当該用途に供しているとき。

三 この法律施行の際地方公共団体において、戦災者、引揚者又は保護を要する生活困難者の收容施設(敷地を除く)の用に供しているとき。

2 前項第一号の規定により譲與する場合において、寄附された財産に對し国が有益費を著しく多く出しているときは、各省各庁の長(国有財産法第四條第二項に規定する各省各庁の長及び経済安定本部總裁をいう。以下同じ)は、譲與を受けようとする地方公共団体に對し当該有益費の支出によつて増加した価格で現に存するものの価額をあらかじめ納付せなければならぬ。

(運用規定)

第六條 国有財産法第二十九條及び第三十條の規定は、第三條、第四條又は前條第一項第三号の規定により普通財産の譲渡、貸付又は譲與する場合に準用する。この場合において、国有財産法第二十九條中「買受人」とあるのは、「譲渡、貸付又は譲與を受けた者」と読み替へるものとする。

(條件附充又は貸付)

第七條 普通財産について水害、風害その他の災害の防除若しくは復旧又は土地の開拓、水面の埋立若しくは干拓その他の天然資源の開発事業を行おうとする者がある場合は、各省各庁の長は、政令で定めるところにより、事業者に對し

事業の成功を條件としてその財産の売却又は貸付の契約をすることが出来る。

2 前項の契約をした場合においては、事業者は、各省各庁の長がその事業の成功に要すると認めて定める期間中無償でその財産を使用し、又は収益することが出来る。

3 各省各庁の長は、第一項の規定により売却又は貸付の契約をした場合において、その指定する期間内に事業者がその事業に着手しないときは、その契約を解除することが出来る。

第八條 前條第一項の規定により売却又は貸付の契約をした場合において、同條第二項に規定する期間内に事業が成功しなかつたときでも、土地又は水面の状況により支障がないと認めるときは、各省各庁の長は、事業者に對しその成功した部分につき当該契約に定める條項に準じて売却又は貸付をすることが出来る。

(機械器具の処理の特例)

第九條 旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた普通財産(以下「旧軍用財産」という)のうち機械及び器具については、設備改善による企業合理化を推進するため必要があると認められる場合には、政令で定める事業者に對し、その所有する老朽した機械及び器具とこれを交換することが出来る。

2 前項の交換をする場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならぬ。

3 第一項の交換により国の取得した老朽した機械及び器具は、遅滞なく、くず化するものとする。

4 前三項に定めるものの外、第一項の交換について必要な事項は、政令で定める。

(管理の委託)

第十條 旧軍用財産は、大蔵大臣が特に必要があると認める場合には、その適当と認める者に管理を委託することが出来る。

2 前項の規定による管理の委託を受けた者(以下「管理受託者」という)は、管理の目的を妨げない限度において、大蔵大臣の承認を受けて、当該旧軍用財産を使用し、又は収益することが出来る。

3 管理受託者は、その管理の委託を受けた旧軍用財産の管理の費用を負担しなければならない。

4 管理の委託を受けた旧軍用財産から生ずる収益は、管理受託者の収入とする。但し、その収益が前項の管理の費用を著しくこえる場合には、管理受託者は、そのこえる金額の範囲内で大蔵大臣の定める金額を国に納付しなければならない。

5 前四項に定めるものの外、第一項の管理の委託について必要な事項は、政令で定める。

(延納の特約)

第十一條 普通財産を譲渡した場合において当該財産の譲渡を受けた者が売却代金を一時に支拂うことが困難であると認められるときは、確実な担保を徴し、且つ、利息を附して、五年以内の延納の特約をすることが出来る。但し、左

に掲げる場合には、延納期限を十年以内とすることが出来る。

一 地方公共団体、学校法人、社会福祉法人又は政令で定める重要産業に属する事業を営む者に譲渡するとき。

二 住宅又は宅地を現に使用している者に譲渡するとき。

2 国有財産法第三十一條第二項及び第三項の規定は、前項の規定により延納の特約をする場合に準用する。この場合において、国有財産法第三十一條第二項中「前項但書」とあり、又は同條第三項中「第一項但書」とあるのは、「国有財産特別措置法第十一條第一項」と読み替へるものとする。

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律(昭和二十三年法律第七十四号。以下「旧法」という)は、廃止する。

8 旧法第四條の規定は、この法律施行後も、昭和二十八年六月三十日まで、なおその効力を有する。

4 旧法は、旧軍港市転換法(昭和二十五年法律第二百二十号)第四條の規定の適用については、この法律施行後も、引き続き、なおその効力を有するものとする。

5 国有財産法の一部を次のように改正する。

第四十條を次のように改める。

第四十條 削除

6 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「昭和二十七年三月三十一日」とあるを、昭和二十七年十二月三十一日」に改める。

○西村(直)政府委員 たいだいま議題となりました国有財産特別措置法案の提案の理由を御説明申し上げます。

終戦以来旧軍用財産の引継ぎなどにより、普通財産である国有財産は、わかに増加したのであります。が、さらに近く平和條約の発効に伴つて、賠償指定の解除、連合国軍接收財産の返還などが予想されます。このような事態に對処して膨大な国有財産の処理を適切に行うとともに、他面これらの国有財産の増進、民生の安定、産業経済の振興等國の各般の政策に資與するため、国有財産の管理及び処分について、国有財産法の特例を設けることが適当と考え、この法律案を提出いたしました。次にこの法律案の内容の大綱について申し上げます。

まず第一に、旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律の規定によりますと、国有財産の無償貸付は、従来公共団体において水道施設及び臨港施設の用に供する場合に、旧軍用財産に限つて認められておりましたが、今回これを拡張して、普通財産一般についても認めることといたしました。

第二に、国有財産を地方公共団体等に減額譲渡または減額貸付することが出来る場合を拡張して、医療施設、社会福祉事業施設または学校などの用に供する場合のほか、公民館、図書館、博物館、公共職業補導所、公営住宅などの用に供する場合にも、減額を行

得ることとするともに、その減額率を五割に引上げる等の措置を講ずることとした。なお、地震、風水害等の災害を受けた地方公共団体につきましては、小学校、中学校など法律上その設置義務のある学校の用に供する場合に、特に七割を減額することができるよういたしました。

第三に、国有財産を無償譲渡することのできる場合を拡張いたしました。地方公共団体から寄付を受けた財産、地方自治法施行の際都道府県が使用していた財産、戦災者、引揚者等の收容施設として現に使用されている財産についても、これを地方公共団体に譲渡することができるよういたしました。

第四には、新たに、電源開発その他緊要な天然資源の開発事業の用に供するため必要な国有財産については、その事業の成功を条件として売却または貸付の契約をした上で、一定期間無償で使用を許すことができることとし、なお電源開発事業の事業主体が地方公共団体である場合には、五割を減額して国有財産の譲渡または貸付をすることができるよういたしました。

第五に、賠償指定の解除を予想される国有の機械器具については、中小企業等の合理化を推進するために、事業者が従前から所有する老朽機械と交換することができるよういたしました。

第六に、旧軍用財産のうち特別のものにつきましては、将来における国の需要などを考え、適当と認める者に對して当分の間管理を委託し、その範囲において無償使用を認めることができる制度を定めました。

第七に、従来旧軍用財産及び物納財産に限って認められていた譲り受け代金の延納の制度を、国有財産一般について認めるよう拡張いたしました。またその延納期限を延長することとした。

以上がこの法律案を提案いたしました理由並びにその概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○佐藤委員長 これより質疑に入りまします。質疑は通告順によつてこれを許可いたします。今泉貞雄君。

○今泉委員 第三條の關係についてお尋ねをいたします。公益法人、たとえば商工会議所を新たに設立する場合、あるいはすでに設立されておる商工会議所において中小企業相談所を設置する場合等は、この規定を適用するようにはならないかどうか。また地方公共団体または法人が、五割の減額譲渡あるいは貸付では困る場合が往々にしてあると思ふれるが、もつと減額の率を上げるように考慮することができないか。この二点についてまずお答えをお願いしたいと思います。

○小林説明員 お答え申し上げます。第一点でございますが、商工会議所に適用がないかどうかという御質問でございますが、この法律の第三條の規定でございますが、この法律といたしましては、地方公共団体とそれから法人となつておりますが、この地方公共団体の中には、もちろん商工会議所は含めてございませぬ。それから法人につきましては、特に社会事業とあるいは学校關係につきまして、いろいろ困難な事情もある、こういうふうな点を見まして、この二つだけに限

るといふことにしておるわけでございします。

それから第二点につきまして、地方公共団体その他に、こうした恩恵と申しますか、こういう場合におきまして、その譲渡の減額率を引上げてはどうか、こういうふうな御意見もありませんが、この点につきましては、実はいろいろ私の方でも研究したのでございします。現行法におきましては、大体貸付の場合においては四割、売却のときは五割ということになつておりますが、これをいづれも五割というふうにした次第でございまして、なおいろいろの国の補助金その他の点を考えまして、金で補助する場合、あるいはこういう国有財産の処分として考える場合も、同じように考えた方がよいのではないかと、こういうふうな考え方をもちまして、この第三條といたしましては、五割以内というようにしたわけでございします。

○今泉委員 次に第四條關係についてお尋ねいたしますが、地震その他の災害によつて著しい損害を受けたところの地方公共団体に対して、一定期間無償で貸付を行うとか、あるいは譲り渡すようにするというようなことができないか。この点についてもひとつお答えをお願いしたいと思います。

○小林説明員 ただいま御質問の四條關係でございますが、この四條關係につきましては、いろいろな考え方があるが、第三條におきまして、五割以内で減額して譲渡するなり、貸し付けるといふことにしたのでございしますが、四條におきましては、特にいろいろな戦争、たとえば原子爆弾で非常な災害を

受けたとか、そういうふうな非常に災害を受けた地方公共団体に対して、特にこの六・三の關係でいろいろ経費も相当かかるであらうと、こういうふうな心をもちまして、義務教育のところまでにつきまして、特に七割というところを見たわけでございまして、一般的にそうした災害を受けた場合においては、七割なりあるいは相当というところを考へるということについては、これはむしろいろいろな財政の補助というふうなところで、研究といひますか、そういうことで考えた方がよいのではないか、国有財産の方の立場からいへば、それは少し無理ではないかということ、こういうふうな四條の限定と申しますか、範圍を定めた次第でございします。

○今泉委員 次に第五條についてお伺いいたします。たとえば、先般問題になりました京都の陶磁器試験所が、国がその用途を廃止して、京都市に公共用として利用せしむる場合のごとき、第五條第二項の規定によれば、市は国が出した有益費の増加によつて増加した額を、あらかじめ国に納付しなければならぬことになつておりますが、市の財政状態に徴して、この額の延納を認めるとか、あるいはまた特殊の場合として無償とすることが妥当かと思ふのでありますが、この点について御意見を承りたいと思ひます。

○小林説明員 ただいまの御質問の点でございますが、御指摘のありまして、京都市におきましてこの工業試験所を総合するというような關係で、京都の国立の試験所を京都市に譲與するといふような話を聞いておりますが、この問題につきましては、別途

目下通産省の方でいろいろ研究中のこととあります。一般的に申しまして、国でいろいろ仕事をやつておつて、その仕事を地方公共団体の方で引継いでやるというふうな場合におきまして、その仕事を援助するというふうな考え方をもちまして、譲與することをしたわけでございします。ただこの場合におきまして、この第二項にございまして、有益費を著しく多く出しておる、こういう問題になるわけでございまして、要は著しくなつておるかどうかが、この問題があるかと思ひます。厳密にいいますと、有益費が現に存する限りにおきましては、これを免除するということについては、法律の規定を要するようになることになっておりますが、ここにございしますように、著しく多く出しておるということ、著しく多く出しておる、その量が少いという場合には、それは無償、こういうふうな考え方をしておるわけであります。

○今泉委員 第九條の第一項にある機械、器具の交換制度の適用を受ける事業者を、政令で定めると明記されておりますが、政府はいかなる事業者を予定しておるのか、その点を承りたい。先般本院において立法化せられたところの企業合理化促進法の免稅措置は、大企業の助成措置を講じたものであるが、これに對照して第九條第一項の事業者は、中小企業に対する助成措置として、中小企業及び中小企業等協同組合を、第一に取扱うべきものと考えられるが、これらの点を政令で定める考えは、政府当局において考慮せられておるかどうか。それも承りたい。また適

用を受ける事業者を中小企業者と考えた場合に、業種を機械器具製造業、繊維製品製造業等々と制限して列挙する考えがあるかどうか。ことに中小企業は、その業種において多種多様なものをつとめるので、特に地方的な産業も多いので、業種を制限的に列挙することは、中小企業の実態に即さないものであり、むしろ輸出振興に寄与するもの、重要産業またはその関連部門、生活必需品供給部門といったように、広い概念を掲げる程度にとどめるべきであると考え、政府の御意見を承りたいと思います。

○小林説明員 法律第九條の政令で定める事業者の範囲でございますが、これにつきましても目下通産省方面という相談しておりますが、ここで政令で定める事業者といたしましては、中小企業ということで話合いをつけております。この中小企業の定義をどうするかというふうなお尋ねでございますが、たとえば中小企業信用保険法における中小企業の定義の場合とか、あるいは見返り資金の融資の場合のいろいろな定義の問題がございますが、ただいま御質問のありましたような中小企業というふうなことで、その中にはもちろん中小企業等の協同組合を入れる考えでございます。

それから第二の、しからばどういふ事業者かということになります。一応中小企業でありましても、こういうふうな事業に該当するものというふうな形で、政令を定めようということに相談いたしておりますが、この場合にどういふような範囲にするかということ、ただいま御指摘のありましたような輸出産業、あるいは生活必需品資

産業、重要基礎産業及びその関連産業というふうなやり方、あるいはまたいろいろな、たとえば企業合理化促進法にいうような業種を、ずつとこまかくやるやり方、いろいろの方法があるかと思ひますが、私の方といたしましては、要はこの法律にございまして、設備改善による企業の合理化を促進するということとをねらいといたしまして、できるだけその範囲を制限しないで、この目的に沿うように適切にやりたい、こういう考えでございます。

○今泉委員 また第九條第一項の交換の対象となる機械、器具は、どういふ種類のものがどのくらいあるのか。詳細な数量を明記したものが用意されておるか。その点をお伺いしたい。

○小林説明員 この交換の対象になりまする機械でございますが、現在固有の機械としていろいろな器具も入りましまして、大体まあ三十何万点というふうなことになるかと存じて、このうちすでに賠償指定になっておりますけれども、一時使用というふうな形で転貸しをしておるものもございまして、それから目下この法律施行前におきまして、いろいろ旧来賠償指定施設の一時的に使用に關して、相当申請も出て来ておりますが、ただいまのところその数字が、どの程度この中小企業の交換の対象となるかということについては、明確に今数字的に現在まではいっておりませんが、相当大量にあるかと思ひております。ただこの中小企業としてどういふ機械——機械の種類でございますが、それがどの程度になるか、まだ通産省の方としてもいろいろ研究中

の、そうした中小企業としてどういふ機械の種類をほしいのか、その御要望なり、また私の方といたしまして、実際にすでにどの程度転貸しをし、現在においてその御要望がどの程度あるかというふうなことを見まして、数字を算出したしたいと思ひますが、私の方としては相当この対象になるものは多いのじやないかというふうに考えております。

○今泉委員 ただいまのお話の中に、一時使用として転貸ししておる機械というお話がありました。現在までに一時使用として各工場に転貸ししておるこれらの機械を、今後この交換の対象として考へるか、あるいはまたどういふ取扱いをしようとおるか、その点についてお伺いしたいと思います。

○小林説明員 ただいまの御質問でございますが、現在一時使用中の機械と申しますのは、これはこの賠償指定という制限があるために、一種の行政処分としての使用を許可するというふうな形式をとっておるわけでございます。これも私の方といたしましては、平和條約効力発効後におきまして、賠償指定という形はなくなるのじやないかというふうに考えております。その後の処理といたしましては、私の方としてはこれを大体売却というところで考えておりますが、御指摘のように、この法律が施行されるあかつきにおきましては、やはり現在一時使用という形になつておりますが、これも交換の対象になるかということでございます。

なおこの場合におきまして、現在一時使用しておるものはどうなるかということでございますが、私の方といたしまして、少くともこの予算決算会計

令と申しますか、その規定によりまして、いわゆる隨意契約、相対で売るなり、貸すということが認められるようになり、それに該当するような場合でございます。いますれば、これを現在使っている人に——一時使用を受けている人にこれを売る。場合によつては貸すというふうなこともございまして、大体売る。形式的にはたゞいま申し上げたようなことでございまして、しからば実際の場合同じではどうなるかということでございます。いま私が、私の方としては、異例のものを除きまして、この隨意契約の規定に該当するものが大体大部分じやないか、こういうふうに考えております。

○今泉委員 現在一時使用のために転貸しをしていられる機械がかなりあることを、私もよく承知しておるのでありますが、その転貸しをする際に、価格等もある程度明示してそれを借り受けておるというふうにも聞いておるのですけれども、その一時使用の転貸しをした機械をそのまま譲渡する場合、かつて明示しておいたところの価格というものをそのままの形で譲渡するの、あるいはまた交換の対象となる機械器具の取扱いと同等な立場で、あらためて価格その他を相談するようになるのか、その点について一応お伺いしたい。

○小林説明員 ただいまの御指摘の点でございますが、実は現在の機械の使用料につきましても、賠償指定という関係におきまして、いろいろ制限を受けておりますので、使用料としては相当実際に即さないというふうなことも言われておりますし、また逆にこれは相当高過ぎるというふうな話も聞いておるわけでございますが、実際に今後

これを売り拂つたり何かする場合におきましては、やはりこの関係の会計法の原則に従ひまして、時価ということとを考へておられます。現在価格として明記されておるというふうなお話もございまして、価格につきましても、実は私の方の台帳といたしましては価格を幾ら、それからまたいろいろな評価をした場合におきましての価格もついております。また貸す場合におきましても、価格は幾らということになつております。事情なりいろいろな点においてつづいたものでありまして、やはり実際に売り拂うような時期におきまして適正な価格を算定して売る、こういうことになるかと思つております。なおこの場合におきまして、代金の納付方法につきましては、この特例によりまして、通常の場合におきましては五年の延納を認められるということになつております。

○今泉委員 第九條第二項で、交換する物の価額がひとしくないとときは、その差額を金銭で補足するように規定されておりますが、企業合理化促進法案の審議の過程において、中小企業の合理化を促進するために、固有の機械器具を中小企業者に無償で交換するという話もあつたのでありまして、この際本法施行の際は無償交換の形で行くべきであらうと私は考へておるのでありますが、政府の考へ方はどうでありましようか。

現下の金融状況では、私が申すまでもなくすでに御承知の通り、中小企業の設備金融はきわめて逼迫しておるのでありまして、加ふるに中小企業者は機

械

機器具の交換のために、現物を調査に行き際の旅費の負担、交換した機械のすえつけ費、修理手入費、機械の運搬等、相当の出費が予想せられるのである。中には機械のとりかえのため、工場の一部または全部を休止するようないきなり得ると思ふのである。そこで第二項の差金を徴収する規定はこれを削除して、無償交換の規定を明文化するべきであると思ふのである。政府は私の言うように考へておるか、この点も承りたい。

また機械交換の場合も、すでに交換が決定した際に、交換機械の修理、手入れ等の準備を中小企業者に行わしめるために、一定期間を設けて交換機械を前渡しするようないきなり得ると思ふのである。中には機械のとりかえのため、工場の一部または全部を休止するようないきなり得ると思ふのである。そこで第二項の差金を徴収する規定はこれを削除して、無償交換の規定を明文化するべきであると思ふのである。政府は私の言うように考へておるか、この点も承りたい。

○小林説明員 御質問の第一点でございしますが、われ／＼の方の考へといいたしましては、交換につきまして同じような物、すなわち国としてそれを使うというふうな場合におきましては、その評価をいたしまして、すなわち限界効用的に申しますと、同じような物というところで等価的なことができるかと思ひますが、一応私の方といたしましては、大体能率の低いものと、それから国で持つてゐるそれと同じようなものでも、能率の高いものと交換しようという考へ方を持つてゐるわけでございますが、無償交換というふうなことにいたしました、個々の人に対して非常にアンバランスが出て来るのではないか。たゞ／＼そういう機械を持つてゐる人に、そういう特別の恩典を與えるのはいかがと思ひまして、全体を貫く会計と申しますか、全体の国の会計の原則からいたしまして、等価交換ということはどうしてもこれはとらざるを得ないのじやないかと、この交換につきましては等価で交換する。たゞ／＼その差金があつた場合におきまして、この差金につきましては現金でということ、代替物でお願い願ふというのではなくて、その交換のために、先ほど申しました低能率の機械につきまして、これは交換でございしますから代物弁償になるのでございします。その差金につきましては現金ということにしたわけでございます。この差金をなくするということにつきましては、たゞいま一例を申しましたような点で、御了解を願ひたいと思ひます。それから交換を受けた機械をうまく活用するといふようなことで、機械の前渡しができないかといふような御質問でございますが、この点につきましては目下通産省といふ／＼話合ひをしておりまして、できる限りこの機械を有効に、しかも現在操業しておる機械をとりかえるために、操業に支障を受けることが非常に少い方法で、何かいい方法はないかといふことで、目下通産省と事務的に打合せております。できるだけそういう支障のないように、たゞ御質問のような機械の前渡しといふことが技術的に可能かどうか、これも研究して行きたいと思ひますが、できるだけ操業に支障のないように、早く交換した機械が十分活動できるように、研究して参りたいと思ひます。

○今泉委員 現在の国有機械を交換するといふ場合、その交換の対象がたゞちに各工場に持ち帰つて、使用に耐えるという機械はきつめて少いのである。長期間放置せられておりましたために、いろいろな支障が機械の上に出ておる。あるいはまた終戦のどさくさまぎれに、そのまま放置されておつたために、部分品その他が非常に足らなくなつておる。それらの機械を完全に手入れをして、そうして付属部品を整えて十分なる使用に供するといふ形にするまでは、おそらくものによつては数箇月を要するものもあるであらうと思ふのであります。しかしながらこの交換の対象となつております機械は、現に工場にすえつけて作業をいたしておる機械でありますので、その作業しておる機械をとりかへずして、そうして十分手入れをして、完全に使うためには、ものによつては数箇月もかかる機械を交換するといふような事態が起りましたならば、一時的にせよ、工場の生産が減退するといふ問題を惹起することは明らかな事実であります。この問題につきましては、私が先ほど申しましたように、一定期間を設けて機械を前渡しして、その前渡しした機械が十分な手入れを終了して、そうしてとりかへてただちに作業をするということが可能な状態になるように、助成する意味において、この点だけは政府当局においても、十分お考えを願ひたいと思ひます。

また私が先ほど御質問いたしました無償交換ではどうか。しかしいろいろな事情で無償交換がどうしても不可能な場合は、交換を行うところの中小企業者の所有にかかると、国有機械との評価を検討して、国有機械の評価をできる限り低くするか、あるいは交換の対象となる中小企業者の持つておる機械の評価を高くするか、そうして交換の差金をきつめて少くなるようにして、中小企業者が交換機械を取得することが容易にできるように考へてもらうといふことが、必要な問題ではないかと思ふのであります。ことに先般企業合理化促進法の立法化にあつては、いわゆる大企業を援助する意味において、免税措置を講じておるのであります。中小企業に対する今回の交換の問題は、中小企業の助成措置とも考へられるのでありますから、この点を十分にお考えを願つて、この法案の趣旨を十分に徹底せしむるようにしていただきたいと思ふのであります。ことに十一條の延納の特約の規定の中には、交換の差金といふものが含まれておらないように考へられるのでありますけれども、この交換の差金も含めるように條文を修正していただきたい、こういう点を政府はどういうふうにお考へておるか、お伺ひしてみたいと思ひます。

○小林説明員 先ほど御答弁申し上げました前渡しの問題でございしますが、これにつきましては、できるだけ操業に支障のないようにしたいといふ考へをもちまして、実行に當つて行きたい。もちろんその方に非常に詳しい中小企業の方とも、目下毎日のように打合せておりますので、できるだけ事実として御要望に沿えるように、考へて参りたいと思つております。

第二点の交換の評価の問題でございしますが、私どもとしましてはできる限りこの法律の趣旨に沿ひまして、また同時に会計法で許される範囲内におきまして、いろいろな交換——それから同時にもう一つ申し上げたいのでございますが、このやり方につきましても相当簡易なといひますか、できる限り目的に沿うように、しかもまた末端と申しますか、私の方で実際にこの交換の仕事をする者も、すぐわかるような方法で交換の事務をやつて行く。従つてその評価につきましても、できる限りはつきりした形でやりたいといふので、実はこの法律にございしますように、交換に必要な事項は政令で定めるというふうなことでございします。この評価の方法等につきましては、やはり政令で実施するといふことで目下研究しておる次第であります。

第三点の延納の問題でございしますが、十一條におきまして「普通財産を譲渡した場合において」といふことで、実を申しますと、この中にこの交換の差金の支拂ひについては、入つておらないようなことになつておりますが、私どもといたしましては、もし国会の方で御修正でございしますれば、別段異存ないといふ考へを持つております。

○今泉委員 第九條第三項において、国が取得したところの老朽機械は運搬なくず化するといふのでございしますが、この交換機械の中にも使用に耐え得るものが相当数あると思ふのであります。現在の日本の機械工業の不足機械の現状にかんがみまして、これらを希望に応じて販売するようないきなり得る必要があると思ふのであります。が、それらの点についてはどういふふうにお考へになつておりますか。

○小林説明員 私の方でも、いろいろ事務的に、またほかの各方面の御意見

の民間の賠償指定の機械の問題とも考
え合せまして、それからまた同時に、

小林説明員 不動産の場合におきましては、第三條の關係だけで見まする

○八百板委員　そうしますと、この法律は国有財産を処分したり、貸し付けた

きまして、こういうような公共団体と同じような規定を設けることはいかが

時期になつて来たから、もう少し国有財産の取扱ひなり、あるいは国有財

産法のあり方というものを財政法、会計法の見地から、経済法、社会法的のあり方に少しづつかえて行つた方がよからうじやないか、こういう趣旨でもつばら国の財政的利益を二の次にしまして、国民経済の経済的利益あるいは社会的利益を、第一義に推し進めまして制定しようとしたものがこの法律で、その趣旨が第一條にも書いてあります。従いまして第三條あたりをこらなくださいますと、たとえば医療施設、保健所とか、社会福祉事業の用に供する施設とか、学校教育法に規定する学校とか、図書館とか博物館とか、あるいは公共職業補導所の施設、いわゆる公営住宅、あるいは公共団体における試験研究所とか、こういうものに最近いろいろな社会立法が行われており、また公共団体の活動範囲が広がつておる。その公共団体、社会立法に沿つておる。国の財産を利用される場合には、相当思い切つて割引して、国有財産を譲與してもよからうじやないか、こういう趣旨で、先ほどからお尋ねのように公共団体がまず先に出て来ております。一般に私人に売り拂う場合もなはいではございせん。しかし私人に売り拂う場合は、特に減額譲渡してやるとか、あるいは会計法が一般競争を予想しておるものを、しいて相対の個人契約にしてしまふということについては、先ほど来申し上げますような公共団体の仕事の範囲なり、あるいは社会立法に合せるという趣旨のものではない。ただ今までは非常に大きなものを売りまして、延納の範囲が五年に限られて、しかも延納を認められるものは、一般の財産ではなくて、ある限られた国有財産にだけしか認められてな

かつたものを、今回は第十一條におきましては、單に旧軍用財産のみならず、一般の財産につきましても、五年から十年まで延納期限を延ばしてやることのできる。しかしこれも何でもかんでも延ばしてやるというのではないで、やはり国がそれだけの財政的援助を——これも消極的な援助ではあります。が、財政的な援助を與えてもいいと思われ重要な産業を選びまして、それらのものにつきましてもは長い延納を認めてやろう。この重要な産業の範囲につきましても、他の委員の方からお尋ねがございましたように、たとえば企業合理化促進法における重要な産業とか、あるいは租税特別措置法における重要な産業、免税を認められておる重要な産業のもの、こういうものを認めて、特に長期の延納を認める。また第七條にございましてけれども、土地の改良と申しますか、災害防除あるいは電源開発等のために、これはひとり公共団体だけではなしに、一般の法人あるいはその土地の住民等が、このような事業を計画する場合に特別の取扱ひをする。その他最初に申し上げましたように、国有財産の措置というものを、財政法規一點ばかりで行かないで、経済政策の面をできるだけ取り入れて行こう。しかもあまり大胆に国の財政法の建前ということをはずすことも、第一歩としてはずかしいから、まず出発といひまして、きわめて遠慮がちにこのような法案として提案した、かような趣旨でございまして。

○八百板委員 そうしますと、一般の民間企業等を相手とした処分の場合も考えられますし、公共団体を相手とした処分の場合も考えられるのであります。するが、そういうことになりまして、事の勢いは、利用度の高いものは、民間企業に結局において拂下げられるという結果になり、利用度のあまりないものは、公共団体に押しつけられると申しますか、ある場合にはそういうような形になる。そういうようなことが予想されるのですが、そういう点についてはどういう考慮を拂われておるわけですか、お答え願います。

○内田(常)政府委員 一般企業が産業的に使わんとする国有財産と、それから公共団体が公共団体の目的遂行のために活用せんとする国有財産とは、異なるものもございするようけれども、おのずから違つたところがあると思います。たとえばこれは工場には向かないけれども、学校には最適だといふようなものがありまして、工場でたま／＼買いたいといふものがありまして、むしろ学校の目的のために、この法律によりまして、五割なり三割なりで、公共団体に優先的に処分する、かような考えであります。

○八百板委員 そうしますと、大体この法案に規定せられました公共団体のに、優先的に処分あるいは貸付けられるものと理解してよろしかろうと思ふのであります。大体この法案の説明の中に、膨大という言葉を使つてあるようでありまして、この膨大なる国有財産を処分するにあつて、まずその膨大なる国有財産はどのくらいあるかといふことを、はつきり示していただかないと困ると思ふのです。この点について、まだ委員会等に資料の提出がないように伺つておりますが、これはひとつはつきりした一応予想される対象となる施設、その所在地、名称、数量、できればその老朽の程度とか、あるいは評価の目標とか、あるいははまた管理の現状、あるいは一時使用のものであつたならば、その一時使用の資料とか、その収入とか、そういう状況、そういうものを一応資料として御提示いただければけっこうだと思ふのですが、この点御提示いただけますか。

○内田(常)政府委員 御承知のように、国有財産全体の現在額あるいはその動きにつきましては、相当大部な書類にいたしまして、別途に決算委員会にございまして、国有財産増減及び現在額報告書といふものを毎年お出ししております。今回もたしか昭和二十六年三月末現在、及びそれまでの増減報告書が出ておるのでございまして、この委員会の審議の御便宜のために、きわめて簡單過ぎて申訳ないかも知れませんが、一応教員の資料を当初に差上げてございまして、もつともたいたいまお尋ねのように、具体的に学校に向くものがどこにどういふものがあるか、その堅固さの程度、老朽しておるかどうかといふことになりまして、これはちよつと数字の上にも表わしにくい、具体的な国有財産の内容を取出さなければならぬので、ちよつと困難かと思ひますが、なおまた御質問に應じて、幾らでもこまかい数字等も御要求に應じたいと思つております。

○八百板委員 この全体の運営をいたしますためには、それをまず明確にしなければならぬのでありまして、それを前提として処理する公正な機関といふものがなければならぬと思ひます。御承知のように、軍用関係の財産が国有に移りました事情その他をすつと考へて参りますと、非常事態のため

に接收され、あるいは移動している場合が多いのでございまして。従つてこれを処理するための公正な機関も、また通常の單純なる行政事務として扱うには不適当と思ふのでありまして、そういう意味で特別の機関を設置して、そしてこれを公正に処理する、そういう公正を期する特別の機関を設置する必要があります。その点について国有財産特別措置法を立案せられるにあつて、どのような考慮を拂われましたか。この点をお伺いしておきたいと思ひます。

○内田(常)政府委員 これは今回の国有財産特別措置法案に限らず、従来大蔵省は国有財産の売却、その他の処分をやつて参つておる際に、いつも問題になることでございまして、ずつと以前には国有財産処理審議会がございまして、その官制上あつたやうであります。しかしその後たび／＼行政機構の整備簡素化等に關連いたしまして、他の同種類の委員会と同じやうに廃止になりました。今日に及んでおります。今回この国有財産特別措置法案の制定に際しまして、この法案だけの目的のために、さうな委員会があるいはいるのではなからうかといふことも、むしろ検討いたしましたけれども、この法案は若干は政令等に譲つてあるところがありますけれども、その政令ができてしまふと、日常の運営におきましては、必ずしもさうな特別の委員会のようなものがなくとも済むのではなからうか。特に御承知のように政府におきまして、最近また行政機構の簡素化、行政整理等もやつておりますし、また現実に私どもの仕事のあり方といひまして、

大蔵省だけが専断的にきめることをい
たさないで、産業部面につきましては
通産省、運輸省、農林省等の各省との
打合せ会を毎週持ちましてやつており
ますから、今のようない行政簡素化の考
え方の時代におきましては、むしろさ
ような委員会は、特につくらない方が
よからうという結論に達したわけでこ
ういふことです。

○八百板委員 いろいろこれを運用す
るにあつての権限が、たとえば第三
條に定められました條件の決定であ
るか、そういうふうな点についてでも
うでありますし、あるいは第四條の災
害の程度等を判定する場合の基準も、
また問題になるでありますし、あ
るいはまた第十一條ですか、困難と認
める場合の認定、そういうふうなもの
は、全部これは大臣、実質的には当該
官吏の判定、認定にゆだねられるとい
う結果になるだろうと思ふのでありま
して、とかく財産の処分というよう
な問題はいろ／＼利権ともからまり、い
ろ／＼の問題をかもしやすい問題であ
りますから、そういう裁量権が少数の
人の手にゆだねられるというふうなこ
とは、国有財産を処分する方法として
は、私は適当な方法ではないと思えま
すので、そういうふうな点について、
ぜひさらに考慮をしていただきたいと
いうことを、私は考えるのでありま
す。もしそれらの処分なり処置が不当
であるという場合、違法な処置をやら
れたという場合には、その被害者は当
然に国民であり、国の財産であります
から、国庫の損失になるわけでありま
すが、そういう場合の救済と申しま
すか、そういう点については一般の法
規に基く以外に、急速なる措置は考へてお

られないわけでございますか。この点
についてどういふ留意を拂われたか、
お答えをいただきたいと思ひます。

○内田(常)政府委員 この法律の規定
いたしておりますところは、いわゆる
普通財産の処分について規定いたして
おります。普通財産というものは御承知
のように行政財産とか、公共福祉用財
産とか、あるいは企業用財産とか、国等
が別に行政目的のために使つてゐる財
産ではないのであります。昔の言葉
で申す雑種財産という種類のものでは
ありません。もつぱら売買の対象とな
る。従いまして安く売り過ぎた、高く
売り過ぎたという問題はございますけ
れども、処分の過程にあたりまして国
民の積極的利益を侵害したという問題
は、通常は出て参りません。従いまし
て政府の契約事項であつたということ
になりますと、これは民事訴訟におい
て国が被告の立場に立つというよう
な、普通の経済取引と同じように観念
される部分が、通常ではなからうかと思
ひます。それは特に行政的救済の規
定はない仕組みで、よからうじやない
かと考へております。

○八百板委員 そうしますと、條件、
価格、そういうようなものについて著
しく不当に安く売つた場合でも、その
責めを負ふ必要がない、追究せられる
何らの法的な準拠法がないということ
になりますと、これこそほんとうに常
軌を逸した処分が可能であるというこ
とになるのですが、そういうものを規
制する方法というものは、それならば
どういふ根拠に基いてやることになる
のですか。

○内田(常)政府委員 あるいは私の説
明が足らなかつたかと思ひますけれ
ども、国が当該売買交付の相手方にな
る国民に対して、民事上の責任以外の
問題は生じない、相手方の積極的利益
を害することはない、こういうことを
申し上げたのであります。もちろん国
有財産の処分等につきましては、政府
は国会、会計検査院に対して大きな責
任を負ふというところになります。従
いまして先ほども申し上げたように、
国は増減なり等につきましては、詳細な
報告を会計検査院を通じて国会に出
すと同時に、常時会計検査院の周知な
る検査を受けまして、その結果国有財
産の処分が不当に安くて、国家の財政
的利益を害したというふうな事項につ
きましては、いわゆる会計検査院の批
難事項として、国会で常に釈明の
立場に国が立たされまして、その間い
ろ／＼と責任問題を生じておることも
ありましよう、かように考へて参つた
らよからうと考へております。

○八百板委員 起つてしまつてから批
難事項として取上げられても困るので
あります。問題はそういうことが起
らないような事前の処置が、こういう
財産の処分にあつて十分に考慮せら
れなければならぬ。そういう点につ
いて法律的な処置を十分に考慮してら
いたい。この点について考慮されたか
どうか。こういう意味の私のお尋ねな
らうか。こういう意味の私のお尋ねな
らうか。さきに公共団体に対
しては五割、あるいは災害の場合にお
いては七割引という形において、七割
以内の減額という形で拂ひ下げられる
ことになるのですが、その場合には五
割とか七割引ということは、譲渡の価格
であると同時に交付の場合の賃料、こ
ういふようなものにまでかかつて来る

割合なのかどうか。これをひとつ伺つ
ておきたいと思ひます。

○内田(常)政府委員 お尋ねの通り譲
渡価格及び交付料の両方に五割、七割
の減額が適用されます。

○八百板委員 それから財産が公共団
体あるいは災害を受けた地方公共団体
等において、今お話のように特別の価
格あるいは賃料をもつて貸されること
になるのであります。その後に
一旦地方公共団体に對してそういう
特権が與えられまして、その地方公共
団体が重ねて今度は民間の企業なり個
人に対して転貸したり、あるいは転
売したりするといふようなこともあり
得るだろうし、そういうことをめぐつ
て不正な事案も考慮せられるだろうと
思ふのであります。一旦地方公共団体
を通して、個人が間接に譲り受ける
といふような方法も考へられるのであ
りますから、従つて譲渡いたしました後
における処分について、当然に国有財
産法の二十九條ですか、そういうふう
な條項に基きまして、それ／＼のよう
いふ事態を起さないような処置がとら
れて行くだろうと思ふのであります
が、そういう場合に大体何年くらいは
押えて行くといふふうな方針で考へて
おられるか。この点お答えいただきたい
と思ひます。

も、財産の種類によりまして用途指定
の例が違ふのであります。たとえば学
校等の施設につきまして、この建物は
少くとも十年、十五年は使えるもので
あるという認定をして、十年ないし十
五年間に用途を変更した場合に契約
を解除するといふ、そのくらの期限
をつけておるものも、他の取扱ひ上あ
つたやうでございまして、対象により
ましてあまり非常識にならないように
とりはからいたいと思ひます。

○八百板委員 その点について最低は
ないのでか。何年以上でなければなら
ないといふような……

○内田(常)政府委員 法律上あるいは
私どもの内規上、最低といふものはな
いのであります。平均すると十年く
らいの契約期間をきめて、譲渡して行
くやうであります。

○門司委員 さつきの八百板君の質
問、その他の方々の質問で大体盡きて
おりますので、ちよつとふに落ちない
ところだけ聞いておきたいと思ひます
が、それは八百板君の今の質問の中
で、大体賠償の対象になるのがどのく
らいあるか、ということについての資
料を出していただきたいということに
對して、何か非常に龐大なもので、資
料は出しにくいということに聞きたれ
たのです。ところがこの法律は理由書
の中にも、また第一條にもはつきり書
いてありますように、大体対象がわか
らなければならぬはずであります。従
つて限定されておると思ふのです。従
つて限定されたものであれば、それがわ
かぬといふことは立たぬと思ふ。従
つてこれをせき止めてもらいたい。私
がそういうことを申し上げるのは、

この公示の方法をどうされるかという点であります。地方の公共団体に優先的にこれを拂い下げるとか、いろいろなことが言われておりますが、一体どの地方にどういうものがどれだけあるかという点とは、どういう方法で知らされるかということでありまして、そういうものが具体的にいつまで参りますと、勢いこれは全部わからなければならぬはずであります。およそ各府県別くらいにはつきりしなければ、この処分については非常に困難だと思います。大蔵省だけがどういうものがあるかを知つておつても、地方の公共団体は知つておらぬということができると思いますが、それらの点についても、もう少し明確にひとつ答えていただきたいと思います。従つて資料も出していただきたいと思います。

○内田(常)政府委員 賠償指定の数字が出しにくいという意味ではあります。これは現に大蔵省にはあるのですが、各府県ごと、また相手ごとの全部がわかる資料ということになりますと、非常に膨大なものになります。それを集計して差上げることとはできるものでありますが、何部も複式にとつて、皆様に差上げることができるようなものではないと存じます。また八百板さんのお話のように、どういふ程度のものか、どういふ内容のものかどうあるかということだと、各インダストリーのナンバーがついておりまして、それを示したものは出しにくいのであります。いつでもごらんにいれることはできます。ただそれを現実に各府県にわけるときには、むしろそれから引抜きまして、各府県における中小企業、また中小企業が持つて

おる老朽機械の台数を通産省系統で調べて行つて、それを分配して、政府の持つておる国有機械を各府県ごと、各機種ごとに分類して、両方を見比べて、長野県に作業機械何台、工作機械何台、山口県に何台という割当を、作業としなければならぬわけでございます。これは今後通産省と打合せの上で行きたいと思ひます。全体の賠償機械の数は、建物、土地等の国有財産の集計表につきましては、先ほど申し上げましたように、資料としてお配りしてあります。しかしそれは、たとえば機械につきましても、この通りの簡単なものでありまして、賠償に指定されたものは三六万二千台、そのうち指定解除になつたものが六万五千台、また中間賠償のために持つて行つたものが四万七千台、差引二十五万台くらいが残つておるといふ、大体の数字だけを出してある程度であります。

○門司委員 今の御答弁であります。私が、私もがそういうことを聞いております。それは、大体の所在地というものがはつきりしておりませんと、公示の方法をどうされるかわかりませんが、こういうことはただ官報だけで知らされて、知つておる者だけでは知つておる、知らない者は知らないということになりがちであります。従つてその中でやはり抜けがけの功名という言葉をどうかと思ひますが、コネクシヨンのある者だけが結局その恩恵に浴して、それから遠ざかつている人は、割合にそういう恩恵に浴することができない。そういう事象が、私は必ずできると思ふ。従つてぜひ公示の方法を明確にしたいと思ひます。同じように地方の公共団体に拂い下げると言つ

ておりますが、この中の規定だけでは、一体所在地の公共団体がこれを受けることができるのか、あるいはこれを解体して移築する場合にも受けることができるのかということが、明確になつておりません。従つてやはり所在地というより、なにも明確になつておられません。地方公共団体の仲間同士でも、非常に恩恵に浴したところと浴さぬところが出て来る危険性がある、こういうことが考えられますので、これを一般に周知徹底させるために、公示の方法についてお考えがあるなら伺つておきたい。

○内田(常)政府委員 これはまだ通産省と最終的の打合せは済んでおりませんが、大蔵省と通産省の協同作業といつたしまして、大蔵省、通産省から各県に交換すべき国有機械器具の割当をやる、その範囲を、大蔵省は各財務局に、通産省は各通産局にこれを知らせる、県は国有機械器具のリストを一般県内に公示をして、一定期間内に中小企業者の交換申込みを受ける、かような考え方でありますから、必ずこの県には機械何台を割当てて、それはどういふ機械であるかという公示を一定期間県庁をしてさせる、こういう考えであります。

それからもう一つのお尋ねの、建物等を地元の所在地の公共団体が受けることができるのか、あるいは解体して移築する場合にもできるのかということとありますが、移築できないというところは法律にはございせんから、私どもは移築のための拂下げでも、割当ができるかと考えております。これは不動産等ですと、長野県にある建物を他の府県にまで知らせなければならぬ

ということと、公示が困難かもしれないけれども、県内にある施設等につきましては、各県に現在財務部がございまして、財務部と県庁あるいは市町村とは、起債等の関係におきまして非常に緊密な連絡がありますので、県内にある施設につきましては、容易に知り得る仕組みになつておると思ひます。

○門司委員 あまり追究するようですが、そうしますと今の御答弁だと、大府県といふものを単位として行われるように拜聴できるのですが、府県を越えた場合もさしつかえないのですか。

○内田(常)政府委員 さようでござい

○佐藤委員長 三宅君。

○三宅(則)委員 時間過ぎておりますし、各委員から質問がありましたから省略いたしまして、簡単に二、三点申し上げます。ただいま同僚委員からお話のありましたように、旧軍用財産並びに普通の国有財産に対する明細につきましては、大綱でけつこうですか、これはぜひ各委員にお配りいただきたいと思ひます。なぜかと申しますと、先ほどもお話にありました通り、状況をよく承知しておる者もありませんが、大部分の者はそういう詳しいことは知つておりませんから、こういうような委員会を通じて、明確にせられたいと考える次第でございます。同時にまた地方の実情につきましては、地方の財務局が中心になつて、この法の運用の面にかゝると思ひますが、その辺をひとつ伺いたいと同時に、もう一つは、水道施設、防波堤、岸壁というような場合にのみ無償で貸與すると

言つておりますが、その他のものにも無償で貸與するものがあるかどうか。この二点をまず第一にお伺いいたします。

○内田(常)政府委員 三宅委員から御注意のありました資料の全体的に集計してあるもの、これはなお未配付の向きもありましたならば、お手元に届きますように配慮いたしたいと思ひます。

第二点の、この法律案第二條の無償貸付として、水道施設、防波堤、岸壁等がございまして、この法律案で無償貸付をきめたものはこれだけでありますが、国有財産法におきまして、公共団体に限り、無償貸付の財産が幾つか計上してございます。たとえば公共団体の公園として活用する国有財産のごとき、あるいは塵埃焼却場であるとか、火葬場であるとか、溜池、緑地、それから保護を要する生活困窮者の収容施設に充てる場合等は、従来の国有財産法において、すでに無償になつておりますから、ここでは港灣法等の関係を除く意味におきまして、これだけを掲げたのであります。

○三宅(則)委員 三條につきましては、しばしば各委員から御質問があつたのでありますが、大体公共団体を中心に考へておりました、他の法人、たとえば学校法人、社団法人、あるいは財団法人、こういうものであります。ところが、また営利法人、いわゆる商會社、こういうものまでも含まれておるというふうな、解釈してよろしいのであります。国家といたしましては、なるべく公共性を持ちました公共団体、これが中心に考へられるわけでありまして、一歩進みまして一般法

人にもこれを援用する、こういうふうな御解釈のもとにやられておるのであります。これを伺いたいと思ひます。

○内田(常)政府委員 これはまず第一に、公共団体が特定の公共団体活動のために、国有財産を利用される場合を対象に置きました。第二に、学校法人と社会福祉法人が、それら私立学校法、社会福祉事業法の規定する事業活動のために、国の施設を活用せんとするものだけに限定してございます。これに近く近いものには、たとえば医療法人という一般的な病院のようなものもござります。また民法三十四條の社団法人、財団法人、さらにはお話の商會社のようなものもござります。が、今回はそのまゝは対象にして考へない方が適當として、擧上いたしておりません。

○三宅(則)委員 大問題になりますのは、第九條の「交換」ということであります。これは国家の財産を譲渡いたしましたり、あるいは賃貸いたしましたりすることによりまして、事が生じて来るわけでございますが、交換等によりまして適正な価格を認めなければならぬというわけでありまして、しばしば他の委員からも質問があつたようでありまして、困難にならないように、正確なる算定のもとに時価を定めまして、その時価を定めます査定委員会——こういうものはなく、これは財務局がやるのかもしませんが、こうしたような財産を処分する場合におきましては、何らかの的確なる委員会と

いうものを存置する必要がある、かやうに考へておるわけでありまして、管財局長はどういうふうにお考へておられますか、それを伺いたい。

○内田(常)政府委員 一番御心配になられる点だと存じます。そこで評価の問題であります。実はこの評価につきましては、評価の基準というものを、この法律案第九條第四項に基づく政令、あるいは場合によつては第四項の政令としては、少し無理がかかるかもしれないと存じますが、とにかく政令で評価の基準をきめて、一般に明らかになつてお考へております。たとえば工作機械のごときは、大体重量当りの価格というふうなものも考へられるようでありまして、国が持つて

いる機械、あるいは相手方が持つていく機械、あるいはリースは幾ら、ミリング・マシンは幾らというふうな、ごく簡単な評価の基準を政令で定めたりどうかと考へております。で、それで行く場合には、必ずしも一般の評価委員会等をつくらなくて、公正かつ單純に考へておきます。

○三宅(則)委員 いやしくも国有財産を処分する場合におきましては、中間にボスの存在があつては断じてならぬ、かように私も考へておるものであります。このボスの存在を排しますには、公平にして妥當なる価格を算定する。これが基準になるわけでありまして、今管財局長のお話によりまして、政令でもつて定めるから心配はない、こういうふうにお考へられておりますが、ややともいたしますと、一般の人よりも官吏の感覚の方が、どちらかというより低過ぎる、こういう線も出て来るわけでありまして、時価との開

きのないようになり、普通の価格にこれを引直すという線を持しなければ、いつまでたつても、国家というものは、損をするというところはございせんが、割合時代に適していない、こ

う言われるおそれがありますから、これに對しましては、何か適當な委員会なり、あるいは諮問機関なりを設ける用意を持つておきませんか。もう一度伺いたい。

○内田(常)政府委員 適正に評価の基準をつくり出すこと、また同じ適正でありますが、これは中小企業を主として考へます場合に、機械は交換するが、交換差額を非常に高くするという

ことは、仏つくつて魂入れずというやうなことになるから、ある程度は国の利益と中小企業全体の産業的利益が合致するやうな線で、政令をもつて評価の基準をつくりたいと考へております。この政令をつくり出す際には、ただいまのところ、何らかの委員会を設ける考へはございせん。

○三宅(則)委員 交換いたしました老朽な鉄等につきましては、これをくず鉄にするか、あるいは入橋製鉄所などへ持つて行つてくず鉄にするか、あるいはその他の市中のものに直接販売するのをごさいますか、それは財務局でやるのであります。か、承

○内田(常)政府委員 交換によつて取

して、公正な競争のもとに一般の業者に売り拂います。一般の業者は、それを入橋製鉄所を持つて行こうが、日本鋼管を持つて行こうが、これはくず鉄にする以上は干渉しない。但し通産省なんかが行政的、産業的指導があるかどうかは存じませんが、さういふ入札の方法をとりたいと考へております。

○三宅(則)委員 時価の算定につきま

○内田(常)政府委員 政令であります。直接国会法上の国会の委員会等にお諮りすることはございせんが、實際問題といたしましては、委員会なり政調会なり、適當な連絡はとりしたいと考へております。

○三宅(則)委員 今の内田管財局長の御説明を信じまして、ぜひ当該委員会なり政調会とも適切な連絡をとられまして、公平にして妥當なる案、時価に適用、また時代に即応するやうな価格の算定をせられまして、中小企業の発展にも、また一面國家の興隆にも寄與せられたいと考へております。一

○門司委員 ちよつと聞いておきたいのですが、私の考へ違ひであれば別であります。將來農地となり得るもの、あるいは現在農地に使つてゐる農地が、あるいはないかと思ひます。そういうものに対する何らかの措置が書いてないのですが、こういうものは全然ないのですか。もしありとすれば、それに対する措置はどういうふうになつてゐるのであります。農地法との関連が

○内田(常)政府委員 この法律案は、賠償解除に伴つて起り得べき事態のすべてにつきまして、從來の国有財産法を補完しようというものではないのであります。理由書にもありますやうに、相當の国有財産がわが國の自由処

分に付されるようになりますから、その際、国民経済の発展のために、先ほども申しましたように、財政的見地から経済的見地に少し足を踏み込んで、いわば善政をしようというおもなる事項について書いたものでございます。

ただいまの農地関係のことにつきましては、これは従来も問題がありまして、行政的取扱ひをいたしまして、大蔵省は一括して農林省に所管がえをいたしまして、自作農創設特別会計の制度の一環としてそれを新農民に売り拂う、こういう仕組みをとつております。従いましてこの法律案が法律化されても、その点にはかわりはございませぬ。飛行場等につきましてはもちろんそういうことはいたしますし、ただ若干滑走路が何かでコンクリートで固まつていてところは、大蔵省から農林省に所管がえをしないでそのまま残つておりますが、これらも将来飛行場等として活用できないものは、コンクリートの場合でも農地化すべきものは農地化するものよろしかろうと思ひます。

○佐藤委員長 ほかに御質疑の通告もありませんから、大蔵委員会、地方行政委員会、通商産業委員会及び決算委員会の連合審査会は、以上をもつてとじることといたします。

これにて散会いたします。

午後一時一分散会

昭和二十七年四月二十三日印刷

昭和二十七年四月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所